

第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：平成30年6月1日（金）13：30～15：30
場 所：サンセール盛岡 3階 瑞雲

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成29年度「いわての森林づくり県民税」を活用した事業の実績について
- (2) 平成30年度に実施する「いわての森林づくり県民税」を活用した事業の内容について
- (3) いわて環境の森整備事業の施工地審査について
- (4) 県民参加の森林づくり促進事業の企画審査について(第2次募集分)

3 そ の 他

4 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(平成28年7月14日現在)

氏名	役職名等	備考
大粒来 宏 美	有限会社丸大県北農林 取締役	
岡 田 秀 二	富士大学 学長	
小山田 四 一	一戸町立図書館 館長	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部（環境科学系） 准教授	
佐 藤 重 昭	徳清倉庫株式会社 代表取締役	
佐 藤 誠 司	岩手県商工会議所連合会 事務局長	
安 原 昌 佑	岩手県保護司会 河南分区長	
吉 田 敏 恵	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
吉 野 英 岐	岩手県立大学総合政策学部 学部長	
若 生 和 江	環境アドバイザー	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 平成28年7月14日～平成30年7月13日

第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 技監兼林務担当技監	阿 部 義 樹	
林業振興課 総括課長	大 畑 光 宏	
振興担当課長	及 川 明 宏	
主任主査	高 芝 俊 雄	
主 査	西 川 祐 児	
主 査	鈴 木 将 人	
主 事	山 本 有 美	
森林整備課 技術主幹兼計画担当課長	工 藤 亘	
主 査	小笠原 良 和	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	土 橋 浩	
盛岡広域振興局林務部 主任主査	佐 藤 英 明	
盛岡広域振興局林務部 主 査	粟 野 義 之	
盛岡広域振興局林務部 主 査	松 本 大樹郎	
県南広域振興局林務部 主任主査	高 橋 秀 樹	
花巻農林振興センター 主任行政専門員	照 井 重 光	
花巻農林振興センター いわて環境の森整備推進員	菊 池 継 彦	
一関農林振興センター 主任主査	高 橋 健太郎	
沿岸広域振興局農林部 上席林業普及指導員	中 村 文 治	
宮古農林振興センター林務室 技 師	畠 山 智 樹	
宮古農林振興センター林務室 いわて環境の森整備推進員	伊 藤 秀 一	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	千 田 啓 介	
大船渡農林振興センター 主任主査	石 川 陽 明	

平成 29 年度「いわての森林づくり県民税」を活用した事業の実績について

1 事業費の状況

(1) 平成 29 年度いわての森林づくり基金積立金に対する積立金（基金積立）

ア いわての森林づくり県民税（市町村徴収取扱費控除後）

718,355 千円

イ 基金運用益

267 千円

※ 基金運用益は、いわての森林づくり基金積立金を、岩手県資金管理運用方針に基づき会計管理者が他の基金とともに、一元的に資金運用した結果得られた預金利子

(2) 平成 29 年度の事業実績

ア 事業費（基金取崩）

（単位：千円）

事業	当初予算額	決算見込額
① いわて環境の森整備事業	682,559	319,079
② 県民参加の森林づくり促進事業	42,077	40,896
うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	(10,190)	(18,828)
③ いわて森のゼミナール推進事業	4,516	4,477
④ いわての森林づくり普及啓発事業	5,496	5,481
⑤ 事業評価委員会運営費	1,915	1,201
計	736,563	371,134

イ 事業実績

事業	実績
① いわて環境の森整備事業	確保面積 888ha (目標面積 1,500ha)
② 県民参加の森林づくり促進事業	事業実施団体 35団体・延べ 5,642名 【うち被災地枠】 0団体・ 0名
森林・山村多面的機能発揮対策事業	活動組織団体数 87 団体
③ いわて森のゼミナール推進事業	森林学習会 23 校・475 名 森の実践ゼミナール 指導者研修 2 回・プラン策定 3 地域
④ いわての森林づくり普及啓発事業	地域説明会、TV 等 CM、PR 用品・リーフレット製作 県民税認知度に関するインターネットアンケート 実施期間：平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月 回答者数：517 人 県民税認知度：54.7%
⑤ 事業評価委員会運営費	7 回開催（現場調査 1 回含む）

2 いわて環境の森整備事業

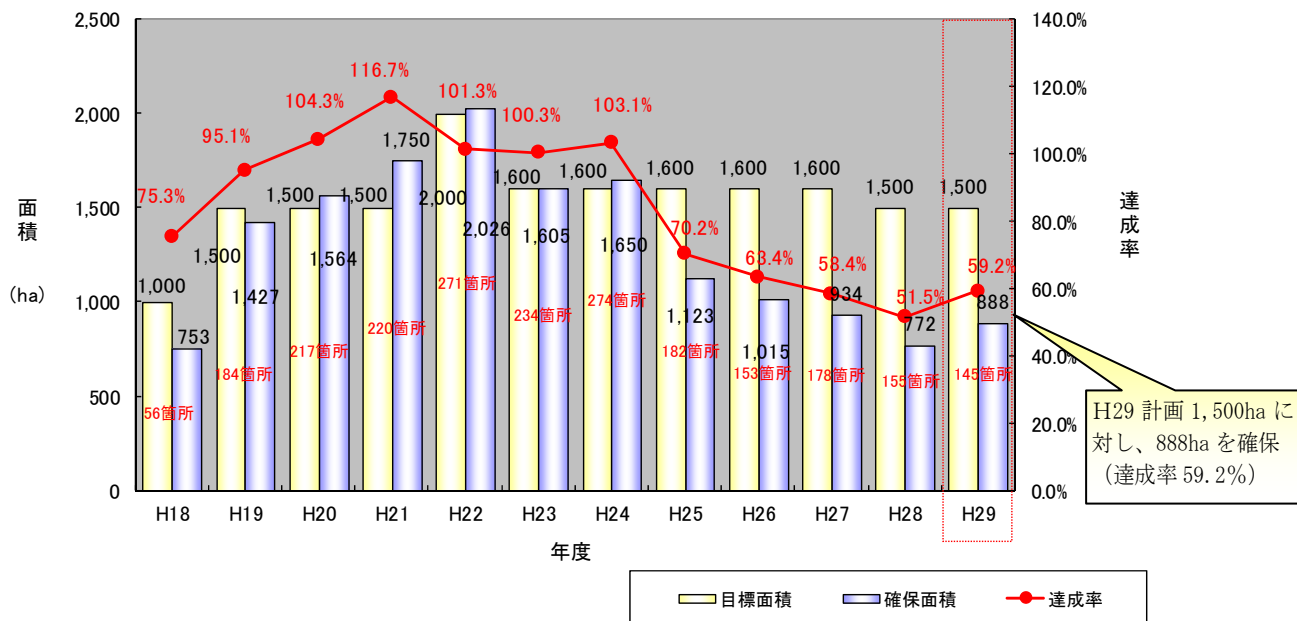
《取組の成果》

- 1 平成 29 年度の計画面積 1,500ha に対し、事業対象森林確保面積は 888ha（達成率 59.2%）
- 2 事業開始から県内全域で 15,507ha を確保
（H29 年度までの計画面積 18,500ha、達成率 83.8%）
- 3 森林組合等を主体とする地域提案型事業（補助）が定着（H23 以降のシェア 100%）

(1) 確保面積

- ア 平成 29 年度計画面積 1,500ha に対し、事業対象森林確保面積は 888ha（達成率 59.2%）
（図 1 参照）
- イ 事業開始から 12 年間で、15,507ha を確保（図 2 参照）
- ウ 事業対象森林は、県内全域にわたり確保（別添資料参照）

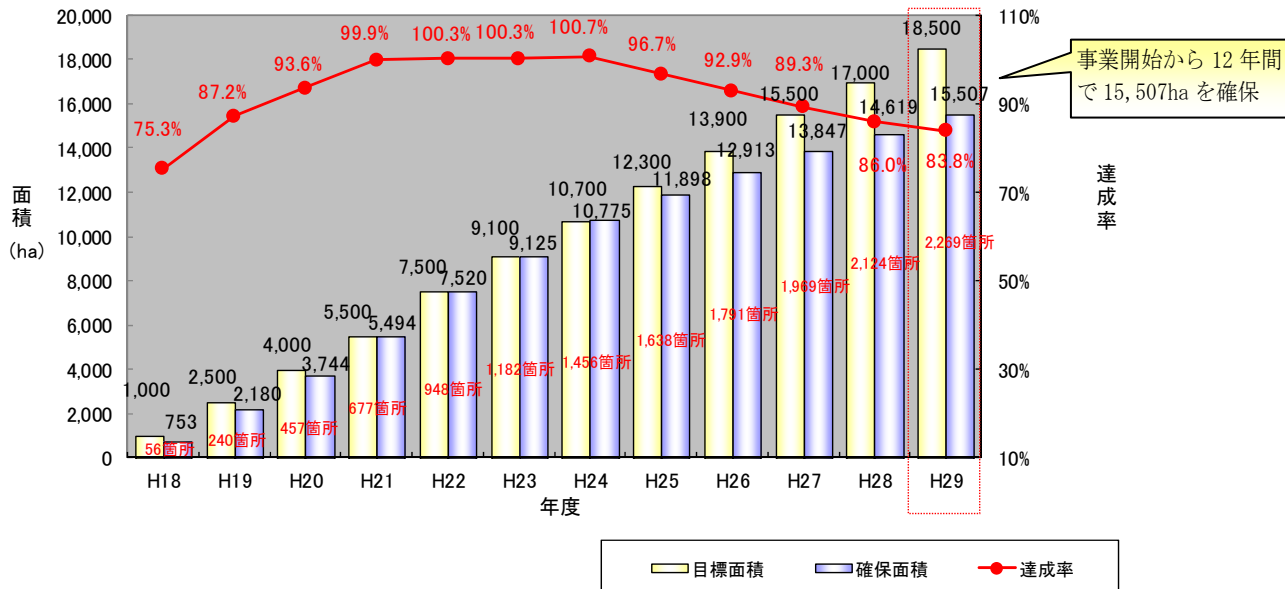
〔図1〕 いわて環境の森整備事業確保面積の推移



目標達成率は、平成 25 年度から下降傾向。

林業事業者は、復興工事等に伴う伐採作業の増加に加え、国産材需要の高まりから素材生産や再造林などの作業も増加。このため、国有林を中心に活動している事業者等へ新規参入を促すなどの取組を行い、平成 29 年度は前年より目標達成率が向上。

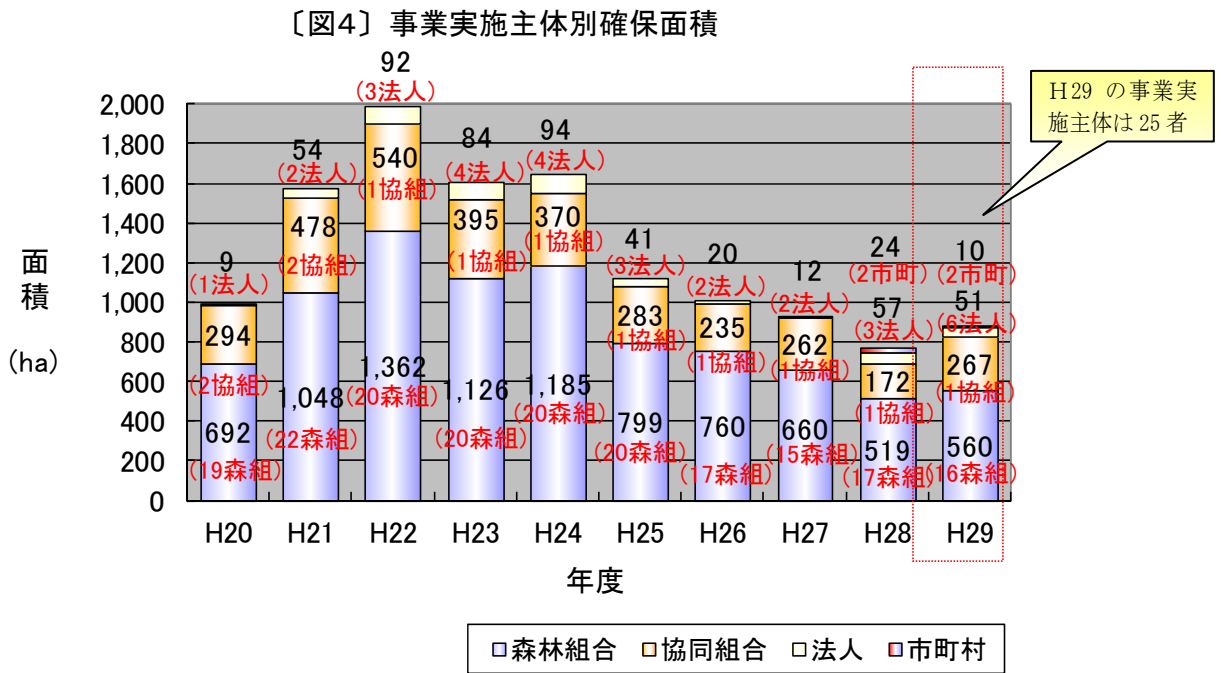
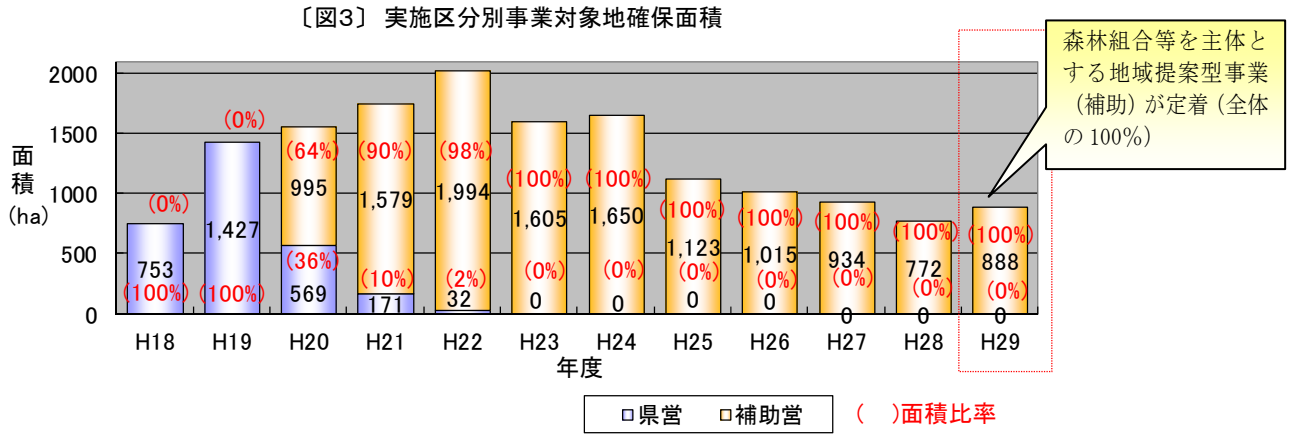
〔図2〕 いわて環境の森整備事業確保面積の推移(累計)



(2) 事業実施主体等

ア 森林組合等を主体とする地域提案型事業（補助）が定着（図3参照）

イ 森林組合等の25事業体により事業実施（図4参照）



3 県民参加の森林づくり促進事業等

(1) 県民参加の森林づくり促進事業

《平成 29 年度取組実績》

- 1 企画募集は第 1 次及び第 2 次と 2 回実施し、応募 35 団体全てを採択した結果、平成 29 年度の活動団体は 35 団体となった。
- 2 各活動への参加者は、延べ 5,642 人となった。
- 3 活動団体を活動区分ごとに分類すると、森林整備が 11 団体、人材育成が 3 団体、森林学習が 20 団体、県産材利用が 1 団体、計 35 団体となった。

① 企画募集状況

募集区分	募集期間	応募	採択	実施	審査
第 1 次	H29. 2. 1～3. 3	31	31	31	H28 年度 第 6 回評価委員会 (3/23)
第 2 次	H29. 4. 20～5. 26	4	4	4	H29 年度 第 2 回評価委員会 (7/10)
計		35	35	35	

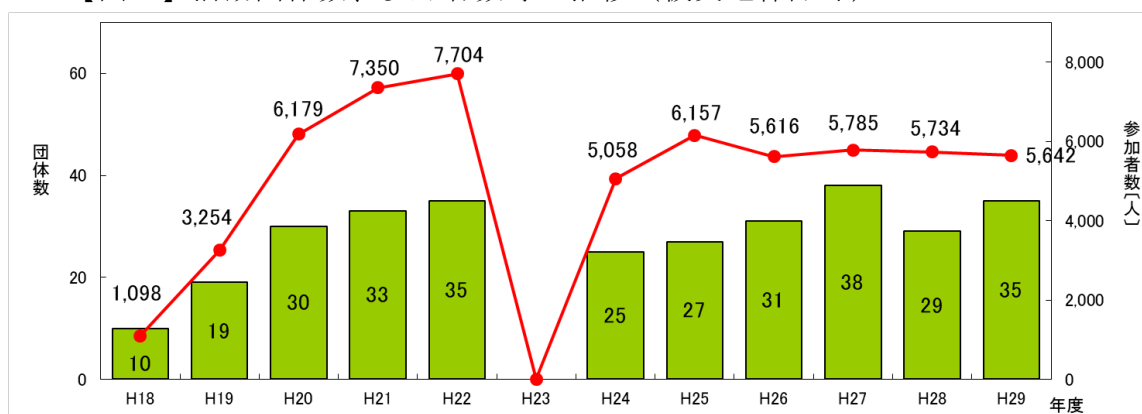
② 活動団体数

制度導入以降、増加傾向にあったが、東日本大震災津波の影響で落ち込んだ。平成 29 年度は、前年度を上回り、震災以前と同水準の状況となった。

③ 参加者数

参加者数は、近年横ばいの状況である。平成 29 年度は、前年度を下回り、92 人（約 2 ポイント）の減少となった。

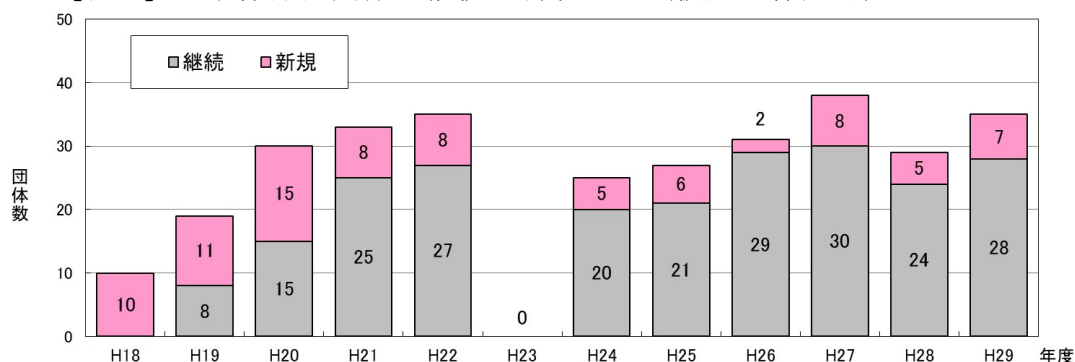
【図 1】活動団体数、参加者数等の推移（被災地枠除く）



④ 新規・継続団体の推移

平成 29 年度の活動団体、通常枠 35 団体のうち、新規団体は 7 団体、継続団体は 28 団体であった。

【図 2】通常枠採択団体の継続・新規の別（被災地枠除く）



⑤ 活動団体の活動区分

制度導入時から実施した間伐等による森林をつくる活動に加え、平成 20 年度から森林環境学習活動などの「森林を学び活かす活動」を補助対象活動に加えた。

さらに、平成 24 年度からは、被災地枠を新設するなど、多様な活動を支援している。

【表 3】活動区分別団体数

区 分	森林をつくる活動		担い手 育成活動	森林を学び 活かす活動	森林資源を 活かす活動	計	被災地枠	合計
	森林整備 活動	森林所有者 啓発						
平成18年度	10					10		10
19	19					19		19
20	25	1		4		30		30
21	20		1	11	1	33		33
22	16		1	17	1	35		35
23								
24	10		1	13	1	25	4	29
25	7	1	1	17	1	27	8	35
26	8	1	2	20		31	5	36
27	7	1	4	26		38	3	41
28	8		3	18		29	1	30
29	11		3	20	1	35		35
累計	141	4	16	146	5	312	21	298

⑥ 県実施事業（森林公園等における県産材利用促進）

森林が果たす役割やその重要性、森林資源の循環利用等について分かりやすく表示したデザイン看板を製作し、岩手県県民の森（八幡平市）に設置した。



(2) 森林・山村多面的機能発揮対策事業

《平成 29 年度取組実績》

平成 29 年度は、里山林整備など地域環境の保全を実施する 87 団体に対し支援を行った。

① 主な活動内容

年度	主な活動内容の実績		活動組織 団体数
	地域環境保全 (里山林整備・侵入竹の伐採等)	森林資源利用 (薪炭利用等のための伐採等)	
H29	835ha	143ha	87

4 いわて森のゼミナール推進事業

【取組の状況】

県民の方々に広く森林・林業の普及啓発を図るため、以下の取組を実施。

- 1 小学校 23 校、計 475 名の児童・生徒を対象に、森林インストラクター等の指導者による森林学習会
- 2 一般県民を対象に、地域住民の自主的な森林づくり活動（森林環境学習地域プラン策定）の取組支援や指導者研修会

【今後の対応】

- 1 広く県民を対象とした森林・林業学習の機会を継続して提供し、森林・林業に対する理解の醸成を促進する。
- 2 地域住民の主体的な取組が県内各地で活発に行われるよう、指導者の育成や活動プラン策定等の支援を継続して実施する。

(1) 森林学習会 [23校で開催、計475名参加]

県内の教育事務所を通じて募集した小学校において、森林インストラクター等による樹木観察などの森林環境学習を実施。

- ① 開催期間：平成 29 年 6 月 15 日～平成 30 年 2 月 21 日
- ② 開催場所：県内の小学校

(2) 森の実践ゼミナール

[指導者研修会 2 回、プラン策定 3 地域]

地域住民の自主的な森林づくり活動などの取組が県内各地で活発に行われるよう、指導者研修会を実施し、森林環境学習地域プランを策定するなど活動を支援。

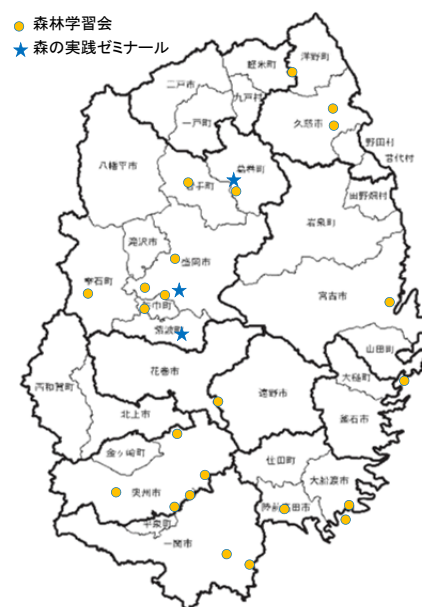
① 指導者研修会

開催日・開催場所	研修内容
平成 29 年 10 月 7 日 アイーナ	・森林環境学習活動事例紹介、意見交換会 ・県民参加の森林づくり促進事業の現場視察
平成 30 年 1 月 14 日 アイーナ	・各団体活動発表 ・意見交換会

② 活動支援の内容

以下の 3 地域の団体に対し、活動の体制づくり、具体的な活動内容の検討を行い、森林環境学習地域プランを策定。

団体名（市町村）	プランの内容
岩山公園下東山の森（盛岡市）	市街地隣接山林の活用検討
葛巻田代の森（葛巻町）	放置山林の活用検討
紫波町はこや（紫波町）	環境学習、自然観察会のプラン作り・森林文化の継承



5 いわたの森林づくり普及啓発

《平成 29 年度取組実績》

- 1 マスメディア広報等

広告代理店に委託し、テレビ CM を 110 本、ラジオ CM を 60 本、新聞広告等を実施した。（委託期間：平成 29 年 11 月 29 日～平成 30 年 3 月 26 日）
- 2 市町村広報紙への記事掲載依頼

森林所有者向けに、環境の森整備事業による間伐を呼びかける記事の掲載を依頼。13 市町から協力が得られ、所有者からの制度等への問合せあり。
- 3 広報物品製作
 - (1) 横断幕（環境の森事業施工地への掲示による PR）
 - (2) のぼり旗（県民参加事業活動団体が活動時に PR）
- 4 リーフレット製作

小学校高学年児童用のリーフレットを製作し、県内全小学校へ配布。
- 5 インターネットアンケート

広告代理店に委託し、認知度把握を目的としたインターネットによるアンケート調査を実施。認知度は 54.7%であった。（県民税認知 283 人／517 人）

【岩手日報社会面記事下広告：平成 29 年 12 月 30 日掲載】

【環境の森施工地への横断幕設置】



【児童用リーフレットキャラクター】



いわての森林づくり県民アンケート集計結果(インターネットアンケート)



- 1 実施期間:平成29年12月1日～平成30年1月31日
 - 2 回答者数:517人 (男性257人・女性260人)
 - 3 認知度:54.7% (517人中、283人が「知っている」、「制度があることは知っている」と回答)
- 【参考】前回認知度(平成29年2月実施)
(県民):37.5%(回答者565人中、212人が「知っている」、「制度があることは知っている」と回答)

男女別

設問	男	女	計
そのような制度があることは知らなかった	99	135	234
税額は知らなかったが、 制度があることは知っていた	69	71	140
知っている	89	54	143
未回答	0	0	0
	257	260	517

45.3%
27.0% } 認知度54.7%
27.7% }
0.0%

年代別

設問	10代	20～30代	40～50代	60代以上	計
そのような制度があることは知らなかった	6	100	110	18	234
税額は知らなかったが、 制度があることは知っていた	0	49	70	21	140
知っている	4	44	74	21	143
未回答	0	0	0	0	0
	10	193	254	60	517

男性・年代別

設問	10代	20～30代	40～50代	60代以上	計
そのような制度があることは知らなかった	4	43	47	5	99
税額は知らなかったが、 制度があることは知っていた	0	26	29	14	69
知っている	2	26	46	15	89
未回答	0	0	0	0	0
	6	95	122	34	257

女性・年代別

設問	10代	20～30代	40～50代	60代以上	計
そのような制度があることは知らなかった	2	57	63	13	135
税額は知らなかったが、 制度があることは知っていた	0	23	41	7	71
知っている	2	18	28	6	54
未回答	0	0	0	0	0
	4	98	132	26	260

平成30年度「いわての森林づくり県民税」を活用した事業の内容について

いわての森林づくり県民税税収額 756,000千円
(個人：1,000円、法人：2,000円～80,000円)



基金積立金
725,277千円

1 事業費

(単位：千円)

区分	H29当初予算A	H30当初予算B	差引B-A
(1) いわて環境の森整備事業	682,559	699,756	17,197
(2) 県民参加の森林づくり促進事業	42,077	60,384	38,734
うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	(10,190)	(28,544)	(18,354)
(3) いわて森のゼミナール推進事業	4,516	5,176	660
(4) いわての森林づくり普及啓発事業	5,496	7,029	1,533
(5) 事業評価委員会運営	1,915	1,919	4
事業費計	736,563	774,264	27,285
いわての森林づくり基金積立金	729,536	725,277	△4,259

2 事業内容

事業内容	事業量
(1) いわて環境の森整備事業	
公益上重要で緊急に整備が必要な人工林について混交誘導伐を実施 併せて、間伐材有効利用の取組を実施	混交林誘導伐 1,500ha (うち、間伐材有効利用 10ha) 松くい虫感染源クリーンアップ 14箇所
公益的機能が低い高齢のナラ林をナラ枯れ被害を受け難い若い森林への更新を支援	ナラ類等広葉樹の伐採 8,000 m ³
主要道路及び公共施設等の周辺で、倒木被害の予防、景観保全等を図るため、アカマツ枯損木等を伐採し、広葉樹林への天然更新を支援	アカマツ伐採、集積 30,000 m ³ (現地調査経費を補助対象に拡充)
森林への移行が困難な箇所の環境を保全する植栽活動について支援	植栽 3ha
(2) 県民参加の森林づくり促進事業	
地域住民やNPO等が取り組む、森林整備活動や森林ボランティアの育成など、森林づくり活動や森林環境学習、県産材活用等による森を学び活かす活動を支援	事業実施 35団体 (H30.4時点) 参加目標人数 7,000人
◆ 森林・山村多面的機能発揮対策事業 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化の取組を支援	活動組織数 92団体 (H30.4時点) 里山林整備 922ha等
(3) いわて森のゼミナール推進事業	
児童生徒をはじめ、広く県民を対象に、森林・林業を学習する機会を提供	森林学習会 23校 地域活動支援 2地区
(4) いわての森林づくり普及啓発事業	
森林・林業の役割や重要性、県民税の趣旨や取組内容・効果等について、県民に対し情報発信	テレビ・ラジオCM、新聞広告等
(5) 事業評価委員会運営	
いわての森林づくり推進事業の審査や評価、検証を行う事業評価委員会を開催	事業評価委員会 7回開催

平成 30 年度いわて環境の森整備事業 施工地選定審査基準(審査)

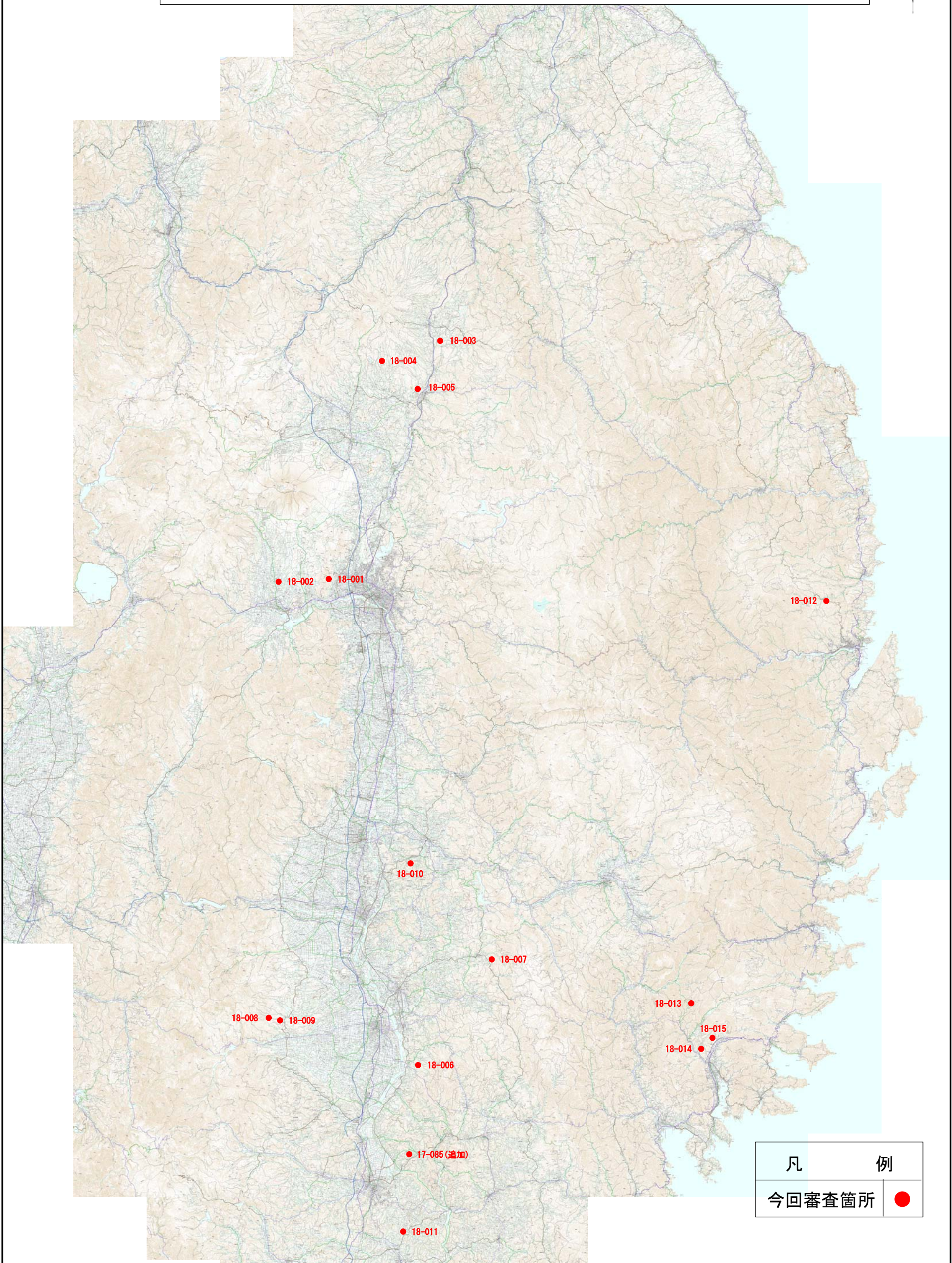
いわて環境の森整備事業の施工地選定審査に当たっては、下表に掲げる基準を満たしているものを適とする。

審査項目		審査基準
森 林 に 関 す る 事 項	事業対象森林	① 私有林であること。
		② 人工林であること。
		③ 公益林であること。 ア 水源地域等の上流域の森林 イ 野生動植物生育の場として重要な森林 ウ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 エ 上記に準ずる森林
		④ 保安林である場合は、治山事業等で実施することが困難であること。
採択基準	⑤ 対象樹種は、原則として人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹であること。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要な森林については、対象とするものとする。	
	⑥ 対象齢級は、原則として 4 から 10 齢級であること。 ただし、3 齢級以下及び 11 齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものであること。	
	⑦ 1 施工地の面積は、0.3ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地であること。 ただし、団地の考え方（団地性の判断）については、各施工地の相互の間隔が概ね 10 キロメートル以内の範囲であるものとする。（概ね半径 10 キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。）	
森林所有者に関する事項	⑧ 協定書の締結に同意していること。 (現時点では口頭による確認)	

平成30年度いわて環境の森整備事業施工予定地一覧表(補助)

連番	受付番号		市町村	大字	字	樹種	面積 (ha)	林齢 (年生)	申請者	特記事項
001	18	001	滝沢市	大沢	大久保地内 ほか	スギ	3.81	28～36	盛岡広域森林組合	
002	18	002	雫石町	長山	松森地内 ほか	スギ	1.99	19～37	盛岡広域森林組合	
003	18	003	岩手町	沼宮内	新田地内 ほか	スギ	4.35	25～37	盛岡広域森林組合	
004	18	004	岩手町	一方井	第1地割地内	スギ	2.30	17	盛岡広域森林組合	
005	18	005	岩手町	久保	第3地割地内 ほか	スギ、ヒノキ	4.94	32～42	岩手県森林整備事業協同組合	
006	18	006	奥州市	水沢黒石町	袖ノ沢地内 ほか	スギ	8.49	18～42	(株)小野寺林業	
007	18	007	奥州市	江刺米里	坂本地内 ほか	スギ	2.94	23～53	奥州地方森林組合	スギ 53年生 0.14ha
008	18	008	奥州市	胆沢若柳	北嶽山地内 ほか	スギ	27.00	25～45	(株)小野寺林業	水源涵養保安林 20.00ha
009	18	009	金ヶ崎町	永栄	中山地内 ほか	スギ	15.86	36～44	(株)小野寺林業	水源涵養保安林 14.72ha
010	18	010	花巻市	東和町	南成島7区地内 ほか	スギ	9.61	20～61	クイック(株)	
011	18	011	一関市	花泉町	金沢字石名坂地内 ほか	スギ、ヒノキ	7.92	20～50	一関地方森林組合	スギ 52～60年生 2.50ha
012	18	012	宮古市	田代	第6地割地内 ほか	スギ、アカマツ	2.31	16～46	宮古地方森林組合	
013	18	013	大船渡市	日頃市町	上石橋地内 ほか	スギ、アカマツ	13.61	48～52	気仙地方森林組合	
014	18	014	大船渡市	日頃市町	茂倉地内 ほか	スギ、ヒノキ	3.73	38～43	気仙地方森林組合	
015	18	015	大船渡市	立根町	舞良地内	スギ	5.84	37	気仙地方森林組合	スギ 52年生 1.22ha、アカマツ 52年生 0.25ha
016	17	085	一関市	舞川	中入地内 ほか	スギ、ヒノキ	0.86	25～31	一関地方森林組合	追加申請(H29第4回委員会 承認面積 2.07ha)
a	今回計		16施工地				115.56			
b	平成30年度既承認面積						0.00			
c	a + b						115.56			

平成30年度いわて環境の森整備事業施工位置図



凡	例
今回審査箇所	●

平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 応募団体一覧表(第2次募集)

(金額単位:円)

番号	団体所在 市町村	事業区分	応募 回数	応募団体名	事業概要	活動 開始 時期	H29 応募額	H30 応募額	主な経費	これまでの活動内容等との 主な相違点 【継続団体の場合】	保険加入		備考
											有 無	保障内容	
1	一関市	1-(1) 森林整備	新	いちのせき薪の会	会員及び地域住民による森林整備(チェーンソー取扱講習会・体験会)、森林観察会、森林整備見学会の開催	6月	—	610,826	報償費(講師料)、需用費(ヘルメット等購入)	新規団体	有	死亡:1,000,000円 怪我:補償基準額 1,000円に部位、症状 毎の所定倍率を乗じた額	補助金要綱別記表中1(1) 補助上限100万円
2	滝沢市	3 森林学習	新	ツリークライミング®クラブやまねっこ	県民を対象としたツリークライミング体験、森林環境学習	6月	—	507,340	需用費(ヘルメット等のツリークライミング用具購入)、報償費(講師料)	新規団体	有	死亡:1,500,000円 入院:2,000円(日額) 通院:1,333円(日額)	補助金要綱別記表中3 補助上限100万円
3	田野畑村	5-(2) 被災地枠	5	田野畑村	県産材を利用した木製ベンチ及びパーゴラの製作・保育園への設置、園児を対象とした森林環境学習	8月	—	926,932	委託料(ベンチ、パーゴラ製作・設置)	※直近2年の状況 H27年度:植栽活動 H26年度:明戸キャンプ場ベンチ製作(被災地枠)	無	—	補助金要綱別記表中5(2) 補助上限100万円
企画応募額 合計							—	2,045,098					



平成30年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画募集【第2次】要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動 (表-1)

活動区分	活動内容	対象団体
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動 (※1) ① 未利用放置の里山林再生や新たな活用を図るための森林整備 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備 例) ・NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・企業による森づくりボランティア活動 等	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2) 森林所有者への啓発活動 間伐が必要な森林の所有者等に対し森林整備の必要性等を周知	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動 県民の森林整備参加促進のために実施する、新たに森林整備活動を行う個人や非営利団体等(※2)が対象の森林施業等の研修 例) 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催 等	
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動 森林の公益的機能や森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習(※3)及びこれと連動した活動 例) ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室(※4)、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催 等	
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動(※5) ① 児童生徒等を対象とした森林環境学習や県産材(※6)利用意義の理解を深める取り組みと連動した教育施設(※7)における木材・木材製品等の県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設(※8)での木材・木材製品等の県産材利用促進活動 ③ 森林公園等の森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動 例) ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置 ・県産材で製作したテーブルや椅子、遊具を公民館等に設置 ・県産材で製作した案内板等を公的森林公園に設置 等	①は市町村・各種団体(※11) ②③は市町村に限る
5 森林資源を沿岸被災地(※10)のために活かす活動[被災地枠]	(1) 森林資源の利用を促進する活動 森林整備活動(※1)によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動 例) ・間伐材を薪に加工し燃料として被災地へ提供 ・県産材を使用したバス待合所やゴミステーションの整備 等	市町村 各種団体 NPO団体 県内に事務所のある法人
	(2) 県産材の利用を促進する活動 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動(※9) 例) ・県産材で製作したテーブルを地域の公民館に設置 等	市町村

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

- (※１) 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後１年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。
- (※２) 森林所有者のほか、設立後２年以内の森林ボランティアや活動団体等とします。
- (※３) 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- (※４) 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- (※５) 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※６) 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング^(※)とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
※フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として５０％以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- (※７) 教育施設とは、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、児童館及び託児施設とします。
- (※８) 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- (※９) 本活動は、単なる県産材利用施設の整備等ではなく、木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発と一体的に行うものとし、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。
- (※10) 沿岸被災地とは、東日本大震災での被害市町村のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町とします。
- (※11) 「４ 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に定める公益法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に定める学校法人に限ります。

(2) 対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 恒久的な施設整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
 - ア いわての森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
 - イ 「４ 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の整備
 - ウ 「５ 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動」のうち「(2)県産材の利用を促進する活動」で実施する木材・木材製品等の整備
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日 から 平成31年 3月20日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費は以下のとおりですが、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表(補助対象経費)のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
 - ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
 - ③ 原則として単価が5万円を超える物品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
 - ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料
- ※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。ただし、特別な事情がある場合には、その理由を添えて申請してください。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動での産出林産物を搬出する場合は、放射性物質検査を実施してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円（4森林資源を活かす活動③除く）〕
ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

平成30年4月16日（月）から5月14日（月）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】平成30年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画書
- ③【様式第3号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ④【様式第4号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑤【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取り組みとなっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。結果は応募団体に通知するとともに、県ホームページに掲載します。

11 補助金の交付申請

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前は団体負担）

12 事業の周知等

事業を実施する場合は、「**いわての森林づくり県民税**」活用事業であることを積極的に周知し、事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。

また、継続して事業を行う団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成しておりますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



- **この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。**
- × この活動は、県民参加の森林づくり促進事業を活用して実施しています。

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。

13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (6) 安全対策参考資料等(ホームページ)

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表)

補助対象経費

費目	内容	留意事項
賃金	外部補助員の雇用に係る賃金	①1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ②賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	①1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ②外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合等は、この限りではない。 ③間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ④活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(チェーンソーや刈払機用の燃料費)等	①ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ②活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、傷害保険料等	①広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 ②事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 ③ 傷害保険料は、掛金や保障等が記載された資料を添付すること。
委託料	委託料	委託料は、特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。 なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	貸切バスの利用等、高額な使用料等となる場合は、見積書等により金額や借用先等を明示すること。
原材料費	苗木代(緑化木を含む。)、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとしなないこと。 看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	①備品は、性質形状を変えず、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上50,000円以下のものとする。(取得単価が50,000円を超える分は団体等の負担とする) ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には**所得税や消費税等を含むものとする。**

平成 30 年度 県民参加の森林づくり促進事業 審査要領

(目的)

第 1 この要領は、平成 30 年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等を選定する企画審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査実施機関)

第 2 審査は、いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第 2 条により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(審査方法等)

第 3 審査は、県民参加の森林づくり促進事業企画書及び関係書類等により行うこととし、必要に応じて企画応募団体（以下「団体」という。）に聞き取りや追加資料を求めることとする。

2 審査項目

(1) 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

(3) 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

(4) 効果性

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上や地域内外への波及効果等が見込まれること。

3 審査は、各委員が別紙審査票への記入により行う。

(1) 整合性は次のとおり判定する。

可・・・応募内容が選定対象活動として認められる。

否・・・ ” ” 認められない。

なお、「否」と判定した場合はその理由を記載する。

(2) 自主性、具体性及び効果性は、改善点や疑問点の意見等がある場合にのみ記載する。

(3) 企画の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うこととする。

ただし、委員の過半数が整合性について「否」と判定した企画は選定しない。

(4) 事業として選定された場合でも、経費の精査や縮減等の条件を付すことがある。

(結果通知)

第 4 知事は、委員会の選定結果に基づき、補助対象事業を決定し団体に通知する。

【別表（第3関係）】

活 動 区 分		活 動 内 容
1 森林をつくる活動	(1)森林整備活動	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②川上・川下の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動
	(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動
2 多様な担い手の育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動
3 森林を学び活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習や県産材利用意義の理解を深める取組と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ③森林公園などの森林レクリエーションを目的とした公共的施設における県産材利用促進活動
5 森林資源を沿岸被災地のために活かす活動 [被災地枠]	(1)森林資源の利用を促進する活動	森林整備活動によって産出される林産物を、沿岸被災地の支援を目的として活用する森林資源利用促進活動
	(2)県産材の利用を促進する活動	木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した沿岸被災地における木材・木材製品等の県産材利用促進活動